

# 新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

No.23 令和3年5月10日発行 洞爺湖町新型コロナウイルス感染症対策本部

**まん延防止等重点措置を実施する区域に北海道が決定  
札幌市に緊急事態宣言と同等の強い措置**  
期間 令和3年5月9日(日)～5月31日(月)  
～道内全域に札幌市との不要不急の往来を控える行動を要請～

道内の感染者数は、4月28日以降、200人前後が続き、5月6日には10万人当たり29.1人/週となっています。札幌市においては、変異株への置き換わりが進み、感染者も増加が続いています。

札幌市内の感染拡大の状況等を踏まえ、特措法によるまん延防止等重点措置を実施すべき区域とする国の決定を受け、北海道が対象となる札幌市への重点措置並びに全道域への感染防止への取組の要請を行っています。

感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防止するため、次の行動を実践しましょう。

特措法第24条第9項に基づく道民の皆様等に対する北海道からの協力要請

## 行動のポイント

### ①外出の際には

- 札幌市との不要不急の往来は控える。
- 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象都府県との不要不急の往来は控える。
  - ・体調が悪いときには、外出を控える。
  - ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。

### ②飲食の際には

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などをして  
いる店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、  
深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

## 基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

